

市道川津畑六ツ原線(川津畑橋)耐震補強・補修工事

土木工事特記仕様書

大 月 市

総則

第1節 一般事項

第1条 工事概要

本工事は、大月市の発注する市道川津畑六ツ原線（川津畑橋）耐震補強・補修工事を請負により施工するもので、工事の概要は以下のとおりである。

1. 工事名

市道川津畑六ツ原線（川津畑橋）耐震補強・補修工事

2. 工事の場所

大月市七保町瀬戸地内

3. 工事の概要

川津畑橋耐震補強・補修工事

当板補強工 一式、ゲルバー連結工 一式

制震装置設置工 一式（免震ダンパー設置工、座屈拘束ブレース設置工）

支承取替工 一式、沓座縁端拡幅工 一式、検査路設置工 一式

補修工 一式（防護柵嵩上げ工、断面修復工、塗装塗替え工、伸縮装置取替え工）

4. 工事時間及び交通規制方法

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分の昼間施工とする。但し、床版撤去・復旧工、伸縮装置取替え工、コンクリート舗装工施工時は、午後9時00分から午前5時00分の夜間施工とする。

請負者は施工にあたり、関係機関から時間的制約条件を付された場合は速やかに監督員と協議するものとする。

交通規制を伴う作業時は、交通整理員を規制区間の前後に計2名を配置し、全工程で総計128名（昼施工時112名、夜間施工時16名）以上配置するものとする。なお、施工条件に変更が生ずる場合には、監督員と協議するものとする。

5. 現場代理人・主任技術者の配置について

請負額（税込み）の合計が3500万円未満の工事は、平成28年9月1日施行の「大月市発注工事に関わる現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置実施基準」に基づき、現場代理人の兼任を認める対象工事とする。

6. 建設副産物処理

本工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当廃棄物処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分するものとする。

7. 工事共通仕様書

本工事の共通仕様書は、平成29年10月1日改訂山梨県県土整備部発行 建設工事必携（土木工事共通仕様書）を適用とするものとする。

8. その他

①提出書類

提出書類を工事請負契約関係の書式集及び「大月市請負土木工事ハンドブック」（平成28年9月1日改訂）を参考に提出するものとする。これに定めなきものは、監督員と協議の上、提出するものとする。

②工事に対する地域住民等の理解と協力について

請負者は、市が開催する工事説明会等へは出席するものとし、地域住民等に工事に対する理解と協力を得るとともに、工事の進捗に合わせ工事状況等を随時近隣住民等へ回覧等により周知を図るものとする。

③施工体制台帳の提出について

請負者は、下請契約が3,000万円以下の場合でも、下請契約がある場合には施工体制台帳及び施工体系図を工事着手前に速やかに提出しなければならない。

④道路占用物件の調査と近接施工について

請負者は、本工事区間内の占用物件について、工事着手前の現地調査と占用企業者との事前打合せを十分に行うものとし、施工にあたっては占用企業者の立会を求め入念な施工を行うものとする。

⑤工事に伴い知り得た個人情報、工事の完成目的以外に用いてはならない。また、必要に応じ個人情報保護に関する法令及び条例を遵守するものとする。

⑥工事施工にあたっては、建設業法、道路法、道路交通法、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、関係諸官庁への届出及び許可申請手続き等を、速やかに行い監督員に報告するものとする。

第2節 安全対策

第2条 安全対策

1. 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により一ヶ月あたり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 工事における内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全訓練等として必要な事項

2. 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち、本工事の内容に応じた安全訓練等の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練の実施状況をビデオ等または工事報告（工事日報及び写真帳）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

4. 特記事項に記載なき事項

当特記仕様書に記載なき事項に関しては、その都度監督員と協議するものとする。

第3条 防護施設

工事施工に必要な防護施設の設置にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造等について請負者が十分に検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。

第2章 施工一般

第3節 工事全般

第4条 工事用仮設道路及び資材置場等について

工事用仮設道路及び資材置き場等を任意に設置する場合、監督員と協議の上、規模構造等については必要最低限度とし工事終了後は原形に復するものとする。また、これに要する費用は請負者の負担とするものとする。

第5条 設計で想定していない損傷や劣化原因が見つかった場合の措置

工事を行う中で、設計で想定していない損傷や劣化原因が見つかった場合は、現場監督員に報告すること。

第6条 河川保護対策

請負者はコンクリート片、塗膜片、その他工事施工に伴う発生材が河川に落下することがないように必要な措置を講ずるものとする。

第7条 構造物取壊し、チッピング工

1. コンクリートはつり工事においては、振動が既設コンクリート・鉄筋に悪影響を与えることに十分留意し施工すること。
2. コンクリートはつり後、内部の鋼材やコンクリートに損傷が見られる場合は、現場監督員と協議すること。
3. コンクリートはつり工事においては、既設構造物を必要以上に損傷させることがないように慎重に施工すること。

第8条 再生資源利用計画（実施）書および再生資源利用促進計画（実施）書の提出

請負者は、工事請負代金額（消費税を含む）100万円以上の全ての工事（廃棄物、副産物の有無に関わらず）について、「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」により作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初出力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」は下記の方法により入手すること。

国土交通省ホームページからダウンロード

第9条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間：工事始期日以降30日以内）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

2. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

3. 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

第4節 沓座縁端拡幅工

第10条 鉄筋探査

請負者は、工事着手時に鉄筋探査器等により配筋状況を確認したうえで、発注図面を照査して施工図を作成し、現場監督員へ提出すること。

なお、水平力分担構造の寸法、アンカー孔削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、現場監督員と協議すること。

第11条 後施工アンカー工

1. 請負者は、工事着手時に鉄筋探査器等により配筋状況を確認したうえで、発注図面を照査して、既設鉄筋を切断しないよう施工図を作成して工事を施工すること。

なお、あと施工アンカー位置等について設計図に変更が生じる場合は、現場監督員と協議すること。

2. アンカー定着後における定着長に係る管理は、全数行うものとする。

第5節 工場製作工

第12条 溶接種別の確認等

請負者は、工場製作鋼材等の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査」に準ずるものとする。

なお、請負者は設計図書の照査にあたっては、国土交通省大臣官房発出文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）（平成27年12月25日付）」

を踏まえて実施するものとする。また、請負者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

第13条 鋼材等製作工

工場で行う鋼材等の製作については、以下によるものとする。

1. 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 桁製作工」に準じて行うものとする。
2. 溶接検査について
 - ① 請負者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を請負者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。
 - ② 請負者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に帰属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。
 - ③ 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
 - ④ 鋼材等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査数は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。
 - ⑤ 請負者は、不正行為を働いた会社を鋼材等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO9001 を取得している検査会社を使用する場合においても同様とする。

なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成 27 年 12 月 22 日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成 27 年 12 月 22 日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
3. 溶接施工について
 - ① 請負者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、当該分野について ISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。
 - ② 請負者は、不正行為を働いた会社を鋼材等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつきりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO9001 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成 27 年 12 月 22 日）」

及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊(平成27年12月22日)」に不正行為を働いた会社として記載のあるものである。

③請負者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。

4. 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、請負者は、請負者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施については監督職員の承諾を得るものとする。

また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は鋼材等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、請負者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

5. 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載するものとする。

第6節 橋梁補修工

第14条 伸縮装置取替え工

1. 請負者は、工事着手前に鉄筋探査機等により配筋状況を確認することとし、アンカー孔削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、監督職員と協議すること。
2. 請負者は、アンカー孔削孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してから、アンカーを定着させなければならない。
3. 材料の使用量は、現場持込み数量、残量をチェックし設計数量と照合しておくものとする。

第15条 塗装塗替え工

1. 塗料の種類別使用量は、現場持込み数量を確認し、塗装完了後は空き缶によりチェックし、設計数量と照合しておくものとする。
2. 第1種ケレンは、その除せい度はISO Sa 2 1/2以上を確保することとし、ISO8501の判定見本写真と処理面とを目視で対照することにより確認することとする。
3. 足場設置完了後及びケレン作業後において、腐食により鋼材の減厚や孔食等が確認された場合は、現場監督員と協議すること。
4. 旧塗膜の塗装記録が塗り替え塗装により消去された場合には、新塗膜の塗装記録表の直近に復元するものとする。

なお、塗装記録における最低限必要な事項とは、塗装範囲、塗装年月、塗装系、塗装材料、上塗り色、塗料製造及び塗装施工会社名とする。

5. 請負者は、安全性に留意し、他の施設に損傷を与えぬよう施工しなければならない。また、塗料及び塗膜片が付近構造物及び地域へ飛散しないよう、防止しな

なければならない。塗膜の処分地への運搬時も周囲への飛散防止の措置を講じなければならない。

6. 請負者は、含鉛塗料をケレンする際には、鉛中毒予防規則に基づき、作業をしなければならない。

第7節 完成図書

第16条 工事实績情報サービス（CORINS）登録

請負者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金額が2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うこと。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略することができる。

第8節 その他

第17条 検査等に合格した場合における瑕疵担保の取り扱い

検査（完成検査及び部分検査）、段階確認、鋼材等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に請負者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

第18条 その他

この特記仕様書に記載なき事項については、山梨県県土整備部建設工事必携（土木工事共通仕様書）によることとする。これにより難しい場合は監督員と協議し決定するものとする。